

令和6年第1回東浦町議会定例会議案（追加分）

令 和 6 年 2 月 28 日 提 出

目 次

議案第21号 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について ······ 1

議案第 21 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第 5 条 略	第 5 条 略
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができます。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができます。
3 及び 4 略	3 及び 4 略
別表 補償基礎額表（第 5 条関係）	別表 補償基礎額表（第 5 条関係）

階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	略	団長及び副団長	12,440円	13,320円	略
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
備考	略			備考	略		

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。